

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、野生獣の緊急的な捕獲強化を進めるため、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業実施要領(令和5年12月15日付け5農産第2770号。以下「要領」という。)に基づき、市町で組織する捕獲隊等(以下「捕獲隊等」という。)が行う愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 要領に定める事業実施主体となる捕獲隊等(以下「捕獲隊等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 捕獲隊等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体となる捕獲隊等に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書に該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全額を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に、概算払に係る金額の支払い証明書等の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 知事は、第 4 条の補助金交付決定の通知を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者の実施が著しく不相当と認められるとき。

(財産の管理)

第 13 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号の規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を越える機器及び重要な器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとする時はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 10 年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第 15 条 この要綱により知事に提出する書類は 1 部とし、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 15 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率等	重要な変更
<p>捕獲隊等が要領第4条に基づき承認を得た実施計画（以下「実施計画」という。）に基づいて実施する捕獲隊等に所属する者が要領の施行日以降に購入したくくりわな一式の購入に要する経費（以下、「補助対象経費」という。）</p> <p>ただし、補助対象となるくくりわなは、わな本体部分やワイヤー等が一式となっている市販品に限る。</p> <p>また、ワイヤー等の部品を単品で購入する場合の経費や、送料、梱包料、振込手数料等のくくりわな一式以外に係る経費は、補助対象外とする。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、くくりわなの単価は1基あたり7千円を上限とし、7千円に満たない場合は購入単価とする。</p> <p>また、購入数は1人あたりの合計で6基を上限とする。</p>	<p>(1) 事業の廃止</p> <p>(2) 県補助金の増減</p> <p>(3) 総事業費の30%を超える増減</p>

様式第1号(第3条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。

- (注) 1 様式A、要領で定める捕獲隊等（事業実施主体）の一覧表及び添付書類を添付すること。
- 2 第3条第2項により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- 3 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式 A

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業実施計画(実績)書

1 事業実施主体名

2 目的(成果)

3 事業の内容

区分	経費名	事業費
有害獣緊急捕獲 促進事業	くくりわな一式に係る購入経費	円
計		
消費税相当額		
合計		

4 経費の配分

区分	総事業費 (A+B)	負担区分	
		県補助金 (A)	その他 (B)
有害獣緊急捕獲 促進事業	円	円	円
合計			

5 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
県補助金 その他	円	円	円	円
合計				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
有害獣緊急捕獲 促進事業	円	円	円	円
合計				

7 添付書類

《交付申請時》

- (1) 要領に定める捕獲隊等（事業実施主体）の一覧表
- (2) その他知事が必要と認めた書類

《実績報告時》

- (1) 要領に定める捕獲隊等（事業実施主体）の一覧表
- (2) 経費支出の確認ができる領収書（購入先、購入者氏名、購入日、数量、単価及び合計金額がわかるもの）等の写し
- (3) (2)に係る納品書の写し又は購入したくくりわなを撮影した写真
- (4) その他知事が必要と認めた書類

様式第2号(第5条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業変更承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 農産第 号で補助金交付決定通知があった愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業については、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別添のとおり

(注) 1 以下、様式第1号に準じて記載し、様式Aは変更前と変更後の内容が対比できるよう二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第3号(第6条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業廃止承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 農産第 号で補助金交付決定通知があった愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業を廃止したいので、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 事業の廃止の理由
- 2 廃止の時期

(注) 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第4号(第7条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 農産第 号で補助金交付決定通知があった愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

別添のとおり

- (注) 1 様式第1号に準じて記載し、様式A、要領で定める捕獲隊等(事業実施主体)の一覧表及び添付書類を添付すること。
- 2 第7条第2項により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して報告する場合には、別紙「愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- 3 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第5号(第7条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 農産第 号で補助金交付決定通知があつた愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業について、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第8条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円也

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

別紙(第3条、第7条関係)

愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金に係る消費税仕入控除額集計表

事業実施主体名	仕入れに係る消費税額(A)	補助率(B)	仕入れに係る消費税等相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第3条第2項及び第7条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額」欄は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額）を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法及び地方消費税法に規定する仕入れに係る消費税等相当額として控除できる金額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号(第9条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 農産第 号で交付決定通知があった愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業について、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

(注) 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

様式第7号(第11条関係)

令和5年度愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

事業実施主体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定通知があった愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業について、愛媛県有害獣緊急捕獲促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残 額	金	円也

(注) 下欄に責任者及び事務担当者の氏名及び連絡先を記載し、あて先を責任者、県の事務担当者及びその上席者として本様式を電子メールで提出する場合には、押印を省略することができる。なお、押印を省略する場合は、印を削除すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	